

【発行所】福岡市中央区大手門1丁目4番16号
TEL092-771-2931 西日本鉄道労働組合
【編集発行人】川瀬直之
定価 1部 30円 送料共(この新聞は組合費の中から)
購読料を徴収しています。
西鉄労組ホームページ(<http://nnr-u.org>)▶



西鉄組合新聞

西鉄労組2017年秋季年未闇争方針(案)並びに退職金闇争方針(案)

① 情勢と課題

- (1) 9月28日、第194臨時国会が召集され、安倍総理は冒頭に解散する暴挙に出ました。弾道ミサイルや核実験を頻繁に繰り返す北朝鮮に対して米国は軍事行動を選択することを排除しない発言をするなど、緊張が高まっている中、衆議院を解散し、政治空白をつくることは到底理解できるものではありません。また、安倍政権は教育の無償化や消費税の使い道の見直しについて国民に是非を問うとしていますが、国政選挙のたびに自ら消費税の先送りをしてきています。まさにこの解散は、「森友・加計問題」の疑惑隠しや自らの政権を維持するための「自己都合解散」と言わざるを得ません。私たちは、このような国会や国民を軽視した自公政権に対し各級議員と連携を図りながら民主主義を取り戻す運動をおこなっていかなければなりません。しかし、民進党が分裂し、様々な新党が立ち上りましたが、西鉄労組が共闘していくうえで、一部の政策などに問題があることから、支持政党が判断しづらい状況下にあります。
- (2) 内閣府が9月に発表した「国内総生産(GDP) 2017年4月～6月期」によると、物価変動による影響を除いた実質GDP成長率は前期比0.6%で、6四半期連続で増加となり、景気が緩やかに持ち直していることが示されました。これは個人消費や企業の設備投資などの内需が牽引しての成長となりました。しかし、賃金の伸び悩みによる将来不安など課題も多く、今後の成長の持続性に関しては見通せない状況となっています。
- (3) 厚生労働省が発表した2017年8月の有効求人倍率は1.52倍で前月に引き続き高い水準となっています。新規求人倍率は2.21倍となり、前月を0.06ポイント下回りました。正社員有効求人倍率は1.01倍で前月と同水準となっており、2004年11月の集計開始以降、最も高い水準となり、雇用情勢は改善が進んでいます。

一方、毎月勤労統計調査(厚生労働省)によると、年間総実労働時間は、緩やかながらも減少していますが、パート労働者比率が高まったことが減少要因であり、正規雇用労働者の労働時間はほとんど減少していません。また、全産業の月間労働時間数が148.6時間なのに対し、交通運輸産業は170.5時間(平成28年産業別月間実労働時間数:厚労省)と依然として高い水準となっています。私鉄総連は、交通運輸産業の課題である「要員不足」の一因になっている長時間労働の是正に向け、取り組みを強めていくとしています。西鉄労組としては、16秋闇以降、「自動車運転士の最高拘束時間の短縮に向けた労使協議会」において、議論を重ねています。引き続き、早期解決に向けて協議を進めます。

- (4) 17秋闇では、安心して働き続けることができる環境づくりに主眼を置き、たたかいを進めています。

さらに、交通政策要求実現、労働環境改善を図るには、私たちの意見を国政に届けてくれる組織内国会議員の存在が必要不可欠であるから、私鉄総連組織内候補「もりやたかし」を全力で支援していきます。

② 17秋闇 労働協約闇争の要求と取り組みについて

私鉄総連は、17秋闇労働協約闇争の産別統一要求として、次の3項目を掲げました。単組独自要求と併せて取り組みを進めます。

《産別統一要求》

1. 「働き方改革実現会議」の議論経過をふまえた、長時間労働の是正、非正規労働者の待遇改善。
2. 「事業場における治療と職業生活の両立支援(厚生労働省ガイドライン)」にもとづく、「両立支援プラン」策定についての協議機関の設置をすること。
3. 定期昇給制度を基本とした賃金制度の確立と拡充をおこなうこと。

1. 「働き方改革実現会議」の議論経過をふまえた、長時間労働の是正、非正規労働者の待遇改善

- (1) 交通運輸労働者は、他産業と比較し長時間労働であることから、全国の職場で深刻な要員問題の一因となっており、是正に向けた取り組みを早急に進めていかなければなりません。

2017年3月に連合と経団連で合意した「時間外労働の上限規制等に関する労使合意」では「時間外労働の上限規制は、月45時間、年360時間とする。一時的な業務量の増加がやむを得ない特定の場合の上限については、①月平均60時間(720時間)以内とする、②休日労働を含んで2カ月ないし6カ月平均80時間以内、③休日を含んで、単月100時間未満、④月45時間を超える時間外労働は年半分を超えないこととする」となりました。しかし、自動車運転業務については、一般則の施行期日の5年後に、月平均80時間(年960時間)以内の規制を適用することとなります。17秋闇では法制化を見据え、「現在締結している36協定において上限がないところは上限を設定する」「上限は、自動車運転業務も含め、法改正の一般則と同等の基準をめざす」を主眼に交渉をおこなっています。

- (2) 非正規雇用労働者は、全労働者の4割にのぼっています。2016年12月に示された「同一労働同一賃金ガイドライン案」では正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消をめざとして、いかなる待遇差が不合理なものであるのかの具体例が示されています。17秋闇では、「不合理待遇差の洗い出し」や「改善に向けた方向性の協議」を主眼に交渉をおこなっています。

2. 「事業場における治療と職業生活の両立支援(厚生労働省ガイドライン)」にもとづく、「両立支援プラン」策定についての協議機関の設置

- (1) 突然の疾病により、仕事と治療の両立を選択せざるをえない労働者が急増しています。癌、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、その他難病やメンタルヘルス不調など、長期にわたる治療を必要とする疾患によって、休業を余儀なくされる事態にあります。一方、近年の医学技術の進歩などにより、治療をしながら仕事を継続できる可能性が増え、かつての「不治の病」は「長く付き合う病気」へと変化しています。

このような状況を踏まえ、適正な治療を受けながら、働き続けられる職場環境づくりに向けて、労使が協議していくことが重要であるため、厚労省ガイドラインにもとづく「両立支援プラン」策定に向けた協議機関の設置を求めます。

3. 定期昇給制度を基本とした賃金制度の確立と拡充

- (1) 私鉄総連は、2000年当初から定期昇給制度の必要性を訴えて、2003年秋闇の統一要求で「定期昇給制度についての労使協議機関の設置」を掲げ、2010年に第2次中期賃金方針を決定し、定期昇給制度の導入促進に取り組みました。15秋闇では「定期昇給制度を基本

とした賃金制度の確立と拡充」を掲げ取り組みをおこないました。

現在、賃金制度を確立している組合は84組合（16秋闘組織・職場総点検調査）にとどまっていますが、制度確立に向け労使協議を行っている組合が62組合と、着実に取り組みが進んでいます。安定した賃金水準を獲得するためには、定期昇給制度は必要不可欠なものであることから制度確立と拡充を求めるべく活動を行っています。

③ 西鉄労組2017年秋季年末闘争について

「総連2017年秋季年末闘争方針」に則り、産別統一要求3項目、および下記の単組独自要求2項目について、闘争委員会を設置し闘いを進めます。そのためには、組合員が要求の根拠を理解し、確固たる団結のもと、高率のスト率を確立し闘いを進めなければなりません。

《単組独自要求》

1. 永年勤続賞および永年無事故賞の褒賞金を引き上げること。

近年、超少子高齢化や生産年齢人口減少の影響などにより、各産業で人材不足が深刻化しています。西鉄労組としても要員不足解消は重要な課題であると認識しており、これまででも、労使間で、様々な取組みをおこない必要な制度の新設・改定を実施してきました。しかし、短勤続者の離職率は高い状況であることから、貴重な人材の流出を防ぐための対策として、永年勤続賞10年の褒賞金の引き上げを求めるべく活動を行っています。

また、運輸事業においては、安全に対する社会的要請が年々高まり、職場環境は一層厳しくなっています。永年の勤続に報いることに加えて、安全規定を遵守し、長期にわたって無事故を継続している組合員の功績に対し評価していくことが重要であることから永年無事故賞の褒賞金の引き上げを求めるべく活動を行っています。

永年勤続賞

10年 30,300円

永年無事故賞

	金額	
	鉄道	自動車
3年	1,600円	2,000円
5年	4,800円	6,000円
7年	8,000円	10,000円
10年	16,000円	20,000円
15年	24,000円	30,000円
20年	48,000円	60,000円
25年	80,000円	100,000円
30年	112,000円	140,000円
35年	144,000円	180,000円

2. 災害発生時において、被災した組合員の休暇制度の充実を図ること。

近年、大地震や豪雨などによる大規模災害が発生し、各地で被害が多発しています。

福岡県、大分県では、7月に発生した九州北部豪雨により、ライフラインの途絶や家屋への被害など、各地で甚大な被害が発生しました。

17秋闘では、被災した組合員が、安定した生活を取り戻すための休暇制度の充実を求めるべく活動を行っています。

④ 退職金闘争について

15秋闘において、西鉄労組の退職金協定は、産別統一要求と要求時期に違いがあったことから、協定有効期限を2年の要求をおこない労使合意に至りました。このことにより、本年から、産別統一要求・統一闘争として私鉄の仲間とともにたたかいを進めていきます。具体的には、現行の退職金協定が2018年3月末に改定期を迎えることから2018年4月以降の退職金協定の要求をおこないます。

現在の社会保障制度は、年金や介護など、将来が不安視されており、組合員とその家族が安心して定年後の生活を送るためにも、退職金は極めて重要であることから、「退職金は賃金の後払いである」との認識のもと「現行協定の継続」を求めるべく活動を行っています。

退職金闘争においては、17秋闘と同様に闘争委員会を設置し、取り組みを進めます。

《要求内容》

退職金協定内容（第2基本給を含む）の継続および協定有効期限を2021年3月末とすること。

⑤ 闘争の進め方

17秋闘産別統一要求および単組独自要求は、スト率を確立したうえで、単組別交渉にて回答を求めるべく活動を行っています。

（1）要求書提出

産別統一要求は、10月13日付、退職金協定の要求は、10月25日付とし、総連・地連・西鉄労組の三者連名による要求書を10月27日（金）に提出します。

（2）スト権投票

17秋闘産別統一要求および単組独自要求については、スト率を確立し闘いを進めます。投票は10月30日（月）～11月1日（水）（17時まで）に行います。分会長は、投票終了次第、集約をおこない、本部（各部門）報告とします。

（3）戦術とストライキ日程

17秋闘では、交渉を重視し解決に全力を挙げ11月24日（金）までに回答を求めるべく活動を行います。また、組合側の「交渉重視」の姿勢にかかわらず、交渉が難航した場合は、スト率を背景にさらなる交渉促進をはかり、年内解決をめざします。なお、争議予告については、総連が一括して11月13日（月）におこないます。

退職金闘争においては、年内解決とし、交渉が難航した場合においては、総連・地連の方針に則り、別途指示します。

* - * - * - * - * - * - * - * - * - * - * - *

2017年秋闘・退職金闘争闘争委員会の設置と任務分担

（1）目的

2017秋闘・退職金闘争推進のため、闘争全般にわたる組織体制の確立と指導にあたります。

（2）性格

- ① 組合規約第8条～11条に定める執行委員会の拡大会議とします。
- ② 決議に採択を必要とする場合は、執行委員会で行います。

（3）構成

執行委員、特別執行委員、準特別執行委員

（4）運営と権限

- ① 総連の指令と具体化および独自の戦術
- ② 戦術に臨む意思統一
- ③ その他、執行委員会が必要と認めた事項

【組織及び任務分担】

闘争委員長 古賀（孝）

闘争副委員長 緒方

闘争書記長 古賀（栄）

1. 交渉対策委員（資料作成・交渉実務・その他）

- ① 対策委員：古賀（孝）・緒方・古賀（栄）・森
- ② 交渉委員：古賀（栄）・森・山本・渡辺・本間

2. 戦術委員会（戦術の具体化と立案）

緒方・古賀（栄）・森・山本・渡辺・本間

3. 組織・総務対策委員

（情報把握・指令・指示の伝達・交渉事項・その他）

森・山本・渡辺・本間・末次・川瀬

【各部門担当】自動車：松本 鉄道：牧野 兼業：末次